

承認第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 10 日提出

双葉町長 伊澤 史朗

専決第 1 号

令和 7 年度双葉町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度双葉町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,494 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,384,116 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」（第 5 号）による。

令和 8 年 1 月 23 日

双葉町長 伊澤 史朗

「第 1 表 歳入歳出予算補正」(第5号)

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,374,227	20,494	1,394,721
	3 県委託金	38,820	20,494	59,314
補正されなかった款項に係る額		20,989,395	0	20,989,395
歳入合計		22,363,622	20,494	22,384,116

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,483,991	20,494	6,504,485
	4 選挙管理委員会費	45,019	20,494	65,513
補正されなかった款項に係る額		15,879,631	0	15,879,631
歳出合計		22,363,622	20,494	22,384,116